

金剛伏山台地区建築協定

概 要

- ① 敷地の区画分割禁止等
 - (1) 全ての敷地の区画は現況から分割しないこと。
 - (2) 敷地の地盤高は現況から変更しないこと。ただし、駐車場および出入口の部分についてはこの限りではない。
- ② 石造擁壁等の形状
 - (1) 分譲時、すでに石造擁壁等がされている道路沿いについては、積増ししてはならないこと。
 - (2) ②－(1)以外の敷地について石造擁壁等を行う場合は、近隣との調和を図ること。
- ③ 建築物の位置
 - (1) 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上とすること。また、敷地境界に遊歩道がある場合は、遊歩道上にある敷地境界までの距離は2.0m以上とすること。(別添図面2に示す。尚、遊歩道は協定の認可時点に存在するものを指す)
 - (2) ③－(1)にかかわらず、幹線道路(幅員 12m)沿いの敷地については、当該道路の道路境界線からの後退距離は1.5m以上とすること。
 - (3) ③－(1)及び③－(2)は、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次に示すイ、ロ、ハに該当する場合には、これを緩和することができる。
 - イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であること。
 - ロ) 物置、その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5.0㎡以内であること。
 - ハ) 周囲を囲わないカーポートであること。
- ④ 建築物の用途等
 - (1) 戸建住宅用地については、一戸建ての専用住宅とすること。ただし、物置、カーポートについてはこの限りでない。
 - (2) 併用住宅用地については、第1種低層住宅専用地域に建築できる用途の建築物であるとともに、協定区域内の住民の日常生活において必要なものであること。
- ⑤ 建築物の形態等
 - (1) 全ての建築物については、地階を除く階数は3以下とすること。
 - (2) 建築物の最高部までの高さは10.0m以下とすること。
 - (3) 建築物の建蔽率、容積率および日影規制については、別表1及び2による数値とすること。
 - (4) 建築物の各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5.0mを加えたもの以下とすること。
 - (5) 建築物の増改築は、周辺との調和に配慮して行うこと。

- (6) 建築物の色彩は、極端な原色や派手な色はさけ、周囲との調和に配慮すること。

⑥ その他

- (1) 全ての用地について、アンテナ基地局、住宅を伴わないソーラーパネル、その他、住宅地にそぐわない工作物や工作物に準ずるものは、設置できないものとする。